

一宮研伸大学学則

第1章 総則

(目的)

第1条 一宮研伸大学（以下「本学」という。）は、教育基本法及び学校教育法に基づき、深く専門の学芸を教授研究し、看護に関する高度な専門知識と実践的能力及び幅広い教養並びに豊かな人間性を備え、保健・医療・福祉の向上、発展に寄与できる医療専門職者を育成することを目的とする。

(自己点検・評価)

第2条 本学は、その教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について、自ら点検及び評価を行うものとする。

2 前項の実施に関して必要な事項は、別に定める。

第2章 学部、学科、学生定員、修業年限及び大学院

(学部、学科及び学生定員)

第3条 本学において設置する学部・学科及び学生定員は、次のとおりとする。

学部	学科	入学定員	収容定員
看護学部	看護学科	83人	332人

(大学院)

第3条の2 本学に大学院を置く。

2 大学院の学則は、別に定める。

(修業年限及び在学年限)

第4条 本学の修業年限は、4年とする。

2 学生は、8年を超えて在学することはできない。

第3章 学年、学期及び休業日

(学年)

第5条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第6条 学年を2期に分ける。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から3月31日まで

(授業期間)

第7条 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

(休業日)

第8条 休業日は、次の各号のとおりとする。

一 土曜日、日曜日

- 二 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
 - 三 本学の創立記念日 12月1日
 - 四 春季・夏季・冬季休業日
- 2 前項各号に規定する休業日において、学長が必要と認めるときは、授業を行うことができる。
- 3 第1項第4号の期間については、教授会の議を経て、学長が定める。
- 4 第1項の規定以外に、必要ある場合は、学長は臨時に休業日を定めることができる。

第4章 入学、退学、転学、休学及び復学

（入学の時期）

第9条 入学の時期は、学年の始めとする。

（入学資格）

第10条 本学に入学することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- 一 高等学校を卒業した者
- 二 中等教育学校を卒業した者
- 三 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
- 四 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- 五 文部科学大臣が、高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- 六 文部科学大臣が認定した者
- 七 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）により文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- 八 その他本学において、相当の年齢に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

（入学の出願手続）

第11条 本学に入学を志願するものは、本学指定の書類に入学検定料を添えて提出しなければならない。

- 2 前項に規定する提出の時期、方法、提出すべき書類等については、別に定める。

（入学者の選考）

第12条 前条第1項の入学志願者については、別に定めるところにより、選考を行う。

（入学手続き及び入学許可）

第13条 前条の選考結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに、保証人を定め、本学所定の書類に入学金を添えて入学手続きをしなければならない。

- 2 学長は、前項に規定する入学手続きを完了した者に入学を許可する。

（再入学、転入学）

第14条 本学に再入学又は転入学を希望する者があるときは、欠員のある場合に限り、教授会で選考の上、学長が相当年次に入学を許可することができる。

2 前項の規定により入学を許可された者の、既に取得した授業科目及び単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、教授会の議を経て、学長が決定する。

3 再入学及び転入学の手続き等は、第12条に準ずる。

(退学及び転学)

第15条 学生が退学しようとするときは、その事由を詳記した退学願を学長に提出しなければならない。

2 前項の場合において、学長は、教授会の議を経て、これを許可する。

3 学生が他の大学へ転学しようとするときは、その事由を詳記した転学願を保証人連署の上、学長に提出し、その許可を受けなければならない。

4 第3項の規定は、第2項の規定により、学生が転学する場合に準用する。

(休学)

第16条 学生は、疾病その他止むを得ない事情により、引き続き3ヶ月以上修学することができないときは、医師の診断書又は詳細な事由を付して、学長に願い出て、その許可を得て休学することができる。

2 疾病のため修学することが適当でないと認められる学生に対しては、学長は、教授会の議を経て、期間を定めて休学を命ずることができる。

(休学の期間)

第17条 休学の期間は、1年を超えることができない。ただし、特別な事由がある場合は、引き続き、さらに1年まで延長することができる。

2 休学の期間は、通算して4年を超えることができない。

3 休学の期間は、第4条第2項の在学年限に算入しない。

(復学)

第18条 学生は、休学期間満了のとき又は休学期間中にその事由が消滅したときは、医師の診断書又は詳細な事由を付して、学長に願い出て、その許可を得て復学することができる。

(除籍)

第19条 学生が次の各号のいずれかに該当するときは、教授会の議を経て、学長が除籍する。

- 一 第4条第2項に定める在学年限を超えた者
- 二 第17条第2項に定める休学期間を超えてなお卒業できない者
- 三 授業料等の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- 四 死亡又は長期間にわたり行方不明の者

第5章 教育課程

(教育課程及び授業科目)

第20条 本学の教育課程及び授業科目並びに単位数は、別表1のとおりとする。

2 前項の授業は、多様なメディアを高度に活用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

(単位の計算方法)

第21条 各授業の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

一 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。ただし、別に定める授業科目については、30時間の授業をもって1単位とする。

二 演習については、30時間の授業をもって1単位とする。ただし、別に定める授業科目については、15時間の授業をもって1単位とする。

三 実験、実習及び実技については、45時間の授業をもって1単位とする。ただし、別に定める授業科目については、30時間の授業をもって1単位とする。

(単位の授与)

第22条 授業科目を履修した場合に、成績の評価を行い、合格した者には所定の単位を与える。

2 前項に規定する成績の評価は、試験、論文、報告書その他の方法によって行う。

3 第20条第2項の規定による方法で履修し修得した単位は、60単位を超えない範囲で卒業の要件として認定することができる。

(学習の評価)

第23条 試験等の評価は、AA、A、B、C、Dをもって表し、C以上を合格とする。

2 試験の時期は、学期末又は学年末とする。ただし、当該教員が認めたときは、随時行うことができる。

3 受験資格は、授業日数の3分の2以上出席した者に認められる。

(再試験)

第24条 試験に不合格の者には、再試験を受けさせることがある。

(追試験)

第25条 疾病その他やむを得ない事由により、試験当日受験できない者は、所定の様式にその事由を詳記して、願出しなければならない。

2 前項の願出により、その事由がやむを得ないと認められた者には、追試験を受けさせることができる。

(学習の評価の実施方法等)

第26条 前第22条から第25条のほか、試験に関する実施規程は、別に定める。

第6章 卒業及び学位等

(卒業の要件)

第27条 本学を卒業するためには、学生は4年以上在学し、別表2の定めるところにより、所定の単位を修得しなければならない。

(卒業)

第28条 本学に4年以上在学し、本学則の定める授業科目及び単位数を修得した者については、教授会の意見を聴いて、学長が卒業を認定する。

2 学長は、卒業を認定した者に対して、卒業証書を交付する。

(学位)

第29条 前条第1項の規定により卒業した者には、学士の学位を授与する。

看護学部 学士(看護学)

(資格の取得)

第30条 本学において所定の単位を取得した者は、看護師国家試験の受験資格を取得することができる。

(入学前の既修得単位の認定)

第31条 本学は、教育上有益であると、教授会の議を経て、学長が認めたときは、学生が入学する前に他大学又は短期大学において履修した授業科目について、取得した単位を30単位を超えない範囲内で本学において修得したものとみなすことができる。

(他の大学の授業科目の履修等)

第31条の2 本学は、教育上有益であると、教授会の議を経て、学長が認めたときは、学生が他の大学の授業科目を履修し、修得した単位(外国の大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修得した単位を含む。)を30単位を超えない範囲内で本学において修得したものとみなすことができる。

(留学)

第32条 外国の大学へ留学を志望する者があるときは、当該大学と合意の上、教授会の議を経て、学長が留学を許可することができる。

2 前項の規定により留学を許可された者の修得単位の認定は、30単位を超えない範囲で、教授会の議を経て、学長が行う。

第7章 学費

(学費)

第33条 本学の学費は、次のとおりとする。

区分	金額
一 入学検定料	30,000円
二 入学金	250,000円
三 授業料	700,000円
四 教育充実費	400,000円
五 実験実習費	400,000円
六 科目等履修生の入学検定料	20,000円
七 科目等履修生の入学金	30,000円
八 聴講生の入学検定料	20,000円
九 聴講生の入学金	30,000円
十 外国人特別学生の入学検定料	20,000円

十一 外国人特別学生の入学金 30,000円

2 前項に定めるもの以外の納付金については、別に定める。

3 納付した学費等は、一切返還しない。ただし、入学手続きを完了した者で所定の期日までに入学辞退届を提出し、入学時納付金の返還を申し出た者には、入学金を除く納付金を返還する。

(授業料等の納入期)

第34条 授業料、教育充実費及び実験実習費（以下「授業料等」という。）の納入は、学年の始めに全額一括納入を原則とするが、次のとおり二期に分けて納入することができる。ただし、特別の事情があると認められる者は、延納を認めることができる。

前 期 納期 4月中

後 期 納期 10月中

(奨学制度)

第35条 入学試験の成績が特に優秀であった者及び在学中の成績が優秀な学生には、学長は、教授会の議を経て、授業料の一部を減免することができる。

(退学及び停学の場合の授業料等)

第36条 途中で退学する者又は除籍された者の当該学期分の授業料等は徴収する。ただし、死亡した者及び行方不明又は授業料等の未納を理由として除籍された者の未納の授業料等については、この限りではない。

2 停学期間中の授業料等は、徴収する。

(休学の場合の授業料等)

第37条 休学を許可され又は命ぜられた者については、月割計算により休学した月の翌月から復学した前月までの授業料等を免除する。

(復学の場合の授業料等)

第38条 学期の中途において復学した者は、月割計算により復学した月から当該期末までの授業料等を復学した月に納付しなければならない。

第8章 科目等履修生・聴講生及び外国人特別学生

(科目等履修生)

第39条 本学の学生以外の者で、一又は複数の授業科目を履修し、単位を取得しようとする者がある場合は、学生の学修に支障のない場合に教授会の議を経て、学長が科目履修生として入学を許可することがある。

2 科目等履修生の入学資格は、第10条に定める資格を有する者とする。

3 科目等履修生は、履修した授業科目につき第22条及び23条を準用し、単位を与えることができる。

4 科目等履修生に関して、必要な事項は、別に定める。

(聴講生)

第40条 本学の授業科目中1科目又は数科目を聴講しようとする者がある場合は、学生の学修に支障のない場合に教授会の議を経て、学長が聴講生として入学を許可すること

ができる。

- 2 聴講生に対しては、当該授業科目の試験を行わない。
- 3 聴講生に関して、第1項の入学志願者の選考等に必要な事項については、別に定める。

(特別聴講学生)

第40条の2 本学と他の大学又は短期大学との単位互換に関する包括協定に基づき、一又は複数の授業科目を履修し、単位を取得しようとする者がある場合は、学生の学修に支障のない場合に教授会の議を経て、学長が特別聴講学生として入学を許可することができる。

- 2 その他特別聴講学生に関して必要な事項は、学長が別に定める。

(外国人特別学生)

第41条 外国人で第4章の入学に関する規定によらずに、本学に入学を志望する者に対しては、教授会の議を経て、学長が外国人特別学生として入学を許可することができる。

(入学出願手続)

第42条 前条の規定により入学を志望する者は、次の書類を提出しなければならない。

- 一 入学願書
- 二 履歴書
- 三 外務省、在外公館又は在日自国公館の推薦状
- 四 その他必要と認められる書類

(履歴証明)

第43条 外国人特別学生で履修した授業科目の試験に合格した者には、履歴証明書を交付することができる。

(学費の徴収)

第44条 外国人特別学生の学費の徴収に関して、特別の事由のある場合を除き、第13条、第33条及び第34条の規定を準用する。

- 2 外国人特別学生に関して必要な事項は、別に定める。

第9章 職員組織

(職員組織)

第45条 本学に学長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員を置く。

- 2 前項のほか、技術職員その他必要な職員を置くことができる。

第10章 教授会

(教授会)

第46条 本学に、教授会を置く。

- 2 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定するに当たり意見を述べるものとする。
 - 一 学生の入学及び卒業に関する事項
 - 二 学位の授与に関する事項
 - 三 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くこ

とが必要なものとして学長が定める事項

- 3 教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び学部長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

(教授会の構成)

第47条 教授会は、学長、教授及び准教授をもって組織する。

- 2 前項の規定にかかわらず、教授会が必要と認めるときは、専任講師、助教及びその他の職員を加えることができる。

(その他)

第48条 本章に定めるもののほか、教授会に関して必要な事項は別に定める。

第11章 賞罰

(表彰)

第49条 学生として表彰に値する行為があった者は、教授会の議を経て、学長が表彰する。

- 2 表彰規程は、別に定める。

(罰則)

第50条 本学の学則、規程等に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者は、教授会の議を経て学長が懲戒する。

- 2 前項に規定する懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。
- 3 前項に規定する懲戒のうち退学は、次の各号の一に該当する学生に対して行う。
- 一 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
 - 二 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
 - 三 正当な理由がなく、出席が常でない者
 - 四 本学の名誉を著しく傷つけた者
 - 五 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

第12章 公開講座

(公開講座)

第51条 社会人の教養を高め、地域社会の教育・文化の向上に資するため、本学に公開講座を開設することができる。

- 2 前項の実施その他に関して必要な事項は、別に定める。

第13章 補則

(補則)

第52条 この学則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この学則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、改正後の第20条第1項及び第27条第1項に係る別表1及び別表2については、令和4年度に入学した者から適用し、令和3年度以前に入学した者については、なお、従前の例による。

附 則

この学則は、令和5年4月1日から施行する。ただし、改正後の第33条第1項第2号及び第3号は、改正後の規定に関わらず、令和5年度以前に入学した者については、なお、従前の例による。

附 則

この学則は、令和5年12月14日から施行する。

附 則

この学則は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和7年4月1日から施行する。

学則 別表1 授業科目・単位数

	授業科目	看護師課程					助産師課程							
		単位数			(計時間)	た1単位の位 間の時 時当	卒業履修 要件 方法	単位数			(計時間)	た1単位の位 間の時 時当	卒業履修 要件 方法	
		必修	選択	自由				必修	選択	自由				
教養科目群	人間・社会学関連科目	哲学入門		1		15	15	必修科目4単位を含む、10単位以上を履修		1		15	15	必修科目6単位を含む、10単位以上を履修
		心理学	2			30	15		2			30	15	
		教育学	1			15	15		1			15	15	
		法学		2		30	15			2		30	15	
		文化人類学		2		30	15			2		30	15	
		現代社会と経済		2		30	15			2		30	15	
		ジェンダー論		1		15	15		1			15	15	
		現代社会と家族		1		15	15		1			15	15	
		生命倫理	1			15	15		1			15	15	
		運動の科学		1		15	15			1		15	15	
		運動の科学・実技		1		30	30			1		30	30	
	コミュニケーション関連科目	日本語表現	2			30	15	必修科目7単位を含む、9単位以上を履修	2			30	15	必修科目7単位を含む、9単位以上を履修
		英語 I	2			30	15		2			30	15	
		英語 II	2			30	15		2			30	15	
		中国語 I		2		30	15			2		30	15	
		中国語 II		2		30	15			2		30	15	
		ポルトガル語		2		30	15			2		30	15	
		医療英語		1		15	15			1		15	15	
	コミュニケーション論	1			15	15	1			15	15			
	自然科学関連科目	化学	1			15	15	必修科目6単位を含む、8単位以上を履修	1			15	15	必修科目7単位を含む、8単位以上を履修
		生物と環境	2			30	15		2			30	15	
		情報科学	2			30	15		2			30	15	
		統計学		1		15	15			1		15	15	
		微生物学	1			15	15		1			15	15	
		加齢の科学		1		15	15			1		15	15	
	性と生殖の科学		1		15	15		1		15	15			
	小計	17	21	0			27単位以上	20	18	0			27単位以上	
	連携科目群	関連科目	教養ゼミナール	1			30	30	必修科目3単位を履修	1			30	30
看護研究法			1			15	15	1				15	15	
アカデミックスキルズ			1			15	15	1				15	15	
小計		3	0	0			3単位以上	3	0	0			3単位以上	
専門基礎科目群	人体の構造と機能	生化学	1			15	15	必修科目24単位を含む、25単位以上を履修	1			15	15	必修科目24単位を含む、25単位以上を履修
		解剖生理学概論	1			15	15		1			15	15	
		解剖生理学 I	2			30	15		2			30	15	
		解剖生理学 II	1			15	15		1			15	15	
		解剖生理学 III	1			15	15		1			15	15	
		臨床栄養学	1			15	15		1			15	15	
	疾病の成り立ちと回復の促進	病態治療学概論 (病態生理学)	1			15	15		1			15	15	
		病態治療学A(内科学)	2			30	15		2			30	15	
		病態治療学B(外科学)	1			15	15		1			15	15	
		病態治療学C(整形外科学・脳神経外科学)	1			15	15		1			15	15	
		病態治療学D(精神科学)	1			15	15		1			15	15	
		病態治療学E(小児科学・産科婦人科学)	2			30	15		2			30	15	
		生体防御機構と免疫		1		15	15			1		15	15	
		臨床薬理学	2			30	15		2			30	15	
	医療支援と保健医療システム	医療概論	1			15	15		1			15	15	
		看護援助的関係論	1			15	15		1			15	15	
		疫学		1		15	15			1		15	15	
		保健・医療・福祉システム論	2			30	15		2			30	15	
		公衆衛生学	2			30	15		2			30	15	
		医療経済		1		15	15			1		15	15	
コミュニケーション支援論	1			15	15	1			15	15				
小計	24	3	0			25単位以上	24	3	0			25単位以上		

	授業科目	看護師課程					助産師課程								
		単位数			(計時間)	た1 間り単 数の位 時当	卒 業 要 件 及 び 方 法	単位数			(計時間)	た1 間り単 数の位 時当	卒 業 要 件 及 び 方 法		
		必修	選択	自由				必修	選択	自由					
専 門 科 目 群	基礎看護学Ⅰ(看護学概論)	2			30	15				2			30	15	必修科目70単位 を含む、71単位 以上を履修
	基礎看護学Ⅱ(基礎看護技術論①)	2			45	15・30				2			45	15・30	
	基礎看護学Ⅲ(看護過程の理論と展開)	2			30	15				2			30	15	
	基礎看護学Ⅳ(ヘルスアセスメント)	2			30	15				2			30	15	
	基礎看護学Ⅴ(基礎看護技術論②)	2			30	15				2			30	15	
	医療と看護の倫理	1			15	15				1			15	15	
	基礎看護学実習Ⅰ	1			45	45				1			45	45	
	基礎看護学実習Ⅱ	2			90	45				2			90	45	
	地域看護論	2			30	15				2			30	15	
	家族の健康と看護	1			15	15				1			15	15	
	在宅看護論	1			15	15				1			15	15	
	エンド・オブ・ライフ看護論	1			15	15				1			15	15	
	療養生活支援看護学Ⅰ	2			30	15				2			30	15	
	療養生活支援看護学Ⅱ	2			45	15・30				2			45	15・30	
	療養生活支援看護学実習	4			180	45				4			180	45	
	急性期看護学Ⅰ	2			30	15				2			30	15	
	急性期看護学Ⅱ	1			30	30				1			30	30	
	急性期看護学実習	3			135	45				3			135	45	
	高齢者の健康生活支援看護学Ⅰ	2			30	15				2			30	15	
	高齢者の健康生活支援看護学Ⅱ	2			30	15				2			30	15	
	高齢者の健康生活支援看護学実習Ⅰ	2			90	45				2			90	45	
	高齢者の健康生活支援看護学実習Ⅱ	2			90	45				2			90	45	
	小児看護学Ⅰ	2			30	15				2			30	15	
	小児看護学Ⅱ	2			45	15・30				2			45	15・30	
	小児看護学実習	2			90	45				2			90	45	
	母性看護学Ⅰ	2			30	15				2			30	15	
	母性看護学Ⅱ	2			30	15				2			30	15	
	母性看護学実習	2			90	45				2			90	45	
	精神看護学Ⅰ	2			30	15				2			30	15	
	精神看護学Ⅱ	2			30	15				2			30	15	
	精神看護学実習	2			90	45				2			90	45	
	医療安全管理論	1			15	15				1			15	15	
	感染予防看護論	1			15	15				1			15	15	
	クリティカルケア論	1			15	15				1			15	15	
	国際看護論		1		15	15					1		15	15	
	看護管理学	1			15	15				1			15	15	
災害看護論		1		15	15					1		15	15		
キャリア形成論		1		15	15					1		15	15		
卒業研究(卒論ゼミナール)	3			90	30				3			90	30		
総合看護学実習	3			135	45				3			135	45		
総合看護実践論	1			15	15				1			15	15		
小計		70	3	0					70	3	0			71単位以上	
助 産 師 課 程 専 門 科 目 群	周産期医学論								2			30	15	助産師国家試験 受験資格を取得 する場合、23単 位すべてを履修	
	助産学総論								1			15	15		
	助産管理論								2			30	15		
	助産診断技術学Ⅰ								3			45	15		
	助産診断技術学Ⅱ								3			90	30		
	助産学演習								1			30	30		
	助産学実習Ⅰ								9			405	45		
	助産学実習Ⅱ								2			90	45		
小計		0	0	0				23	0	0			23単位		
卒業要件単位数							126						126		
助産師国家試験受験資格を取得する場合の最低必要単位数							—						149		

看護師課程：必修科目114単位(教養科目群から17単位、連携科目群から3単位、専門基礎科目群から24単位、専門科目群から70単位)、選択科目12単位以上(教養科目群から10単位以上[人間・社会学関連科目から6単位以上、コミュニケーション関連科目から2単位以上、自然科学関連科目から2単位以上]、専門基礎科目群から1単位以上、専門科目群から1単位以上を修得し、合計で126単位以上修得すること。

助産師課程：必修科目117単位(教養科目群から20単位、連携科目群から3単位、専門基礎科目群から24単位、専門科目群から70単位)、選択科目9単位以上(教養科目群から7単位以上[人間・社会学関連科目から4単位以上、コミュニケーション関連科目から2単位以上、自然科学関連科目から1単位以上]、専門基礎科目群から1単位以上、専門科目群から1単位以上を修得し、合計で126単位以上修得すること。

また、助産師課程専門科目群の8科目23単位を加えた、149単位以上修得すること

学則 別表2 卒業要件に必要な履修科目の内訳と単位数

分野(区分)	全課程 必修科目	看護師課程		助産師課程	
		選択科目	卒業要件	選択科目	国家試験 受験資格 取得要件
教養科目群	17 単位	10 単位以上	27 単位以上	10 単位以上 (うち課程必修 3 単位)	27 単位以上
連携科目群	3 単位	—	3 単位以上	—	3 単位以上
専門基礎 科目群	24 単位	1 単位以上	25 単位以上	1 単位以上	25 単位以上
専門科目群	70 単位	1 単位以上 (うち選択必修 3 単位※)	71 単位以上	24 単位以上 (うち課程必修 23 単位)	94 単位以上
計	114 単位	12 単位以上	126 単位以上	35 単位以上 (うち課程必修 26 単位)	149 単位以上

※ 課程必修：助産師課程選択の学生のみ、必修科目として履修する単位数。